

岸和田市告示第 134 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号の特定工程及び同条第 6 項の特定工程後の工程を次のとおり指定し、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 11 の規定により告示する。

平成 22 年 5 月 19 日

岸和田市長 野 口 聖

1 中間検査を行う区域

岸和田市全域

2 中間検査を開始する日

平成 22 年 6 月 20 日

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその他の構造又はこれらの構造を併用する構造の建築物で、次の各号のいずれかに該当するもの

(1) 住宅（兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの

(2) 前号の用途以外の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの

4 指定する特定工程

(1) 基礎工事に関する特定工程

法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（法第 68 条の 20 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 68 条の 11 第 1 項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く。）の基礎に鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）を特定工程とする。この場合において、一の確認で検査対象となる建築物が 2 棟以上ある場合は、最も早く施工する棟の基礎の配筋工事を特定工程とし、基礎工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の基礎の配筋工事を特定工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程

次表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程とする。この場合において、一の確認で検査対象となる建築物が 2 棟以上ある場合は、最も早く施工する棟の同表の右欄に掲げる工事を特定工程とし、右欄に掲げる工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	構 造	特 定 工 程
1	木造	屋根の小屋組の工事
2	鉄骨造	2階の床版の取付工事（平屋については、建方工事）
3	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付工事）

4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事
5	その他の構造（1の項から4の項までに掲げる構造で法第68条の11の型式部材等に係る認証型式部材等製造者による工事を含む。）	屋根の工事
6	1の項から5の項までに掲げる構造の区分のうち2以上の区分にわたる構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）

## 5 指定する特定工程後の工程

### (1) 基礎工事に関する特定工程後の工程

法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く。）の基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（以下「コンクリート打込工事」という。）を特定工程後の工程とする。

### (2) 建方工事に関する特定工程後の工程

次表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

	構造	特定工程後の工程
1	木造	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）のコンクリート打込工事（コンクリート打込工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込工事
5	その他の構造（1の項から4の項までに掲げる構造で法第68条の11の型式部材等に係る認証型式部材等製造者による工事を含む。）	壁の外装工事又は内装工事
6	1の項から5の項までに掲げる構造の区分のうち2以上の区分にわたる構造	第4項第2号の表の6の項の工事に係る構造に対応する1の項から5の項までに掲げる構造の区分に応じて右欄に掲げる特定工程後の工程の工事

## 6 その他特定行政庁が必要と認める事項

(1) 確認の申請に係る部分の工事が増築、改築又は移転であり、既存の部分を利用するため第4項で規定する特定工程の工事を行わない部分がある場合、その部分については、この告示の規定は適用しない。

(2) 建築物が特殊な構造である等特別の事情のため第4項及び第5項の規定に該当する工程が存在しない場合においても、それぞれの工程に準ずる工程を有する工事であると認めたときは、第4項及び第5項の規定にかかわらず、特定工程及び特定工程後の工程を別に指定するものとする。

(3) 法第18条及び法第85条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。